

神奈川県オオタカ保護指導指針

1 神奈川県オオタカ保護指導指針の目的

県内に生息する希少な猛禽類であるオオタカの繁殖活動に影響を与える可能性がある土地利用や各種開発等の行為について、当該行為の実施主体である事業者（事業予定者を含み、以下、事業者等という。）による配慮を促し、オオタカの保護を図り、もって多様な鳥獣が生息する自然環境の保全を目的とする。

2 オオタカ保護指導指針の意義

オオタカは、神奈川県 RDB 繁殖期の絶滅危惧Ⅱ類、非繁殖期の希少種であることから保護の必要性が高く、その営巣適地である丘陵地周辺は開発などの影響を受けやすい地域であり、また、オオタカを含む猛禽類は、食物連鎖の頂点に立つ種で広い行動圏を持つことから一般に地域生態系の指標になるとされる。このことから、県はオオタカを指標とした本指針によりその生息情報の収集・管理と提供を通じ、広く県民、事業者による「猛禽類保護の進め方」（環境省平成 24 年 12 月）に拠った自発的な配慮を促し、オオタカの保護及び自然環境の保全を図るものである。

3 オオタカの繁殖情報の収集と整理

(1) 情報収集の方法

神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課（以下、自然環境保全課という。）は、次の方法によりオオタカの繁殖情報を収集する。

- ア 既存の営巣地及びイ～エの情報に基づく新規営巣地の繁殖状況の調査（専門 NGO への委託。）
- イ 調査を実施している行政機関からの情報収集
- ウ 事業者、地域の観察者、公共事業部局からの情報収集
- エ ヒナ等の傷病鳥としての保護記録の収集

(2) 情報整理の方法

自然環境保全課は、次のとおり営巣地の位置と毎年の繁殖実績を整理し、年 1 回以上更新する。

ア I 図

地形図（縮尺 1/50,000）に営巣地の位置、推定営巣中心域（営巣木を中心に半径 400m の範囲とする。以下同じ。）及び推定高利用域（営巣木を中心に半径 1,500m の範囲とする。以下同じ。）を記載したものを I 図として作成する。

イ II 図

各営巣地を中心とした推定高利用域が含まれる 2km メッシュ（国土標準地域メッシュ 3 次メッシュを 4 区画統合したもの。）を赤色で図示したものを II 図として作成する。

ウ III 図

各営巣地を中心とした推定高利用域が含まれる 5km メッシュ（国土標準地域メッシュを 25 区画統合したもの。）を赤色で図示したものを III 図として作成する。

エ 備考

- (ア) 過去 3 営巣期（3 年間）に渡って、繁殖期に生息が見られない営巣地については、I 図では過去の営巣地として記載し、II 図及び III 図には記載しない。
- (イ) 自然環境保全課に情報を提供している協力者・団体等が以下の「4」の情報提供に対して同意しない場合は、当該営巣地の情報については II 図又は III 図の作成と情報提供に

は供さず、必要な場合は口頭により事業者等に対し説明し、オオタカの繁殖活動への注意を喚起する。

(ウ)Ⅱ図及びⅢ図には、それぞれ地図に記載された繁殖情報がすべての情報では無いことを付記する。

4 オオタカの生息情報の提供と管理

自然環境保全課は各事業主体に対して、次の方法により、繁殖情報を提供（Ⅱ図の提供、Ⅲ図の提供又は口頭説明。）する。なお、Ⅰ図及びⅡ図については、情報が公開された場合、事業目的（オオタカの保護）の達成に著しい支障（違法捕獲や執拗な撮影行為等）があることから次のとおり慎重に取り扱う。

(1) Ⅰ図

神奈川県鳥獣保護行政担当機関（環境農政局緑政部自然環境保全課、各地域県政総合センター環境部及び自然環境保全センター）で保管する。Ⅰ図は、複製及び閲覧（保管機関以外の行政機関を含む。）を禁止する。

(2) Ⅱ図

神奈川県関係機関及び各市町村等の行政機関に提供する。また、例外的に、公団、独立行政法人、その他ライフライン（電気・ガス・通信等）に係る公益性の高い事業者等から要望があった場合で、当該事業者等における情報の秘密保持が保たれ、かつ情報を提供することでオオタカの保護が図られると自然環境保全課が判断した場合には、Ⅱ図のうちオオタカ保護のために必要最小限の地域に係る情報を提供する。Ⅱ図は複製及び外部閲覧を禁止し、情報を提供する機関に対してもこれを条件とする。

(3) Ⅲ図

県民や事業者等に対して、身近な自然環境の情報として、閲覧等により紹介する。

5 オオタカの繁殖活動に対する影響を回避するための方策

自然環境保全課等は、自然環境保全課が把握しているオオタカの推定営巣中心域及び推定高利用域におけるオオタカの繁殖に影響が及ぼす恐れがある行為について、「猛禽類保護の進め方」に拠り、次の対応を行う。

(1) 保護指導の対象とする行為の種類

オオタカの繁殖に影響を及ぼす恐れのある行為として、事業者等に配慮を促す行為は、主に次のものとする。

ア 推定営巣中心域における生息環境（オオタカが営巣、採餌（狩り）、休息、見張り等で利用する環境をいう。以下同じ。）の改変行為

推定営巣中心域における森林の伐採、地形の改変を伴う土地の埋め立てや造成等、当該行為が行われることで、事業区域内の生息環境が著しく改変又は消失する行為。

イ 推定高利用域における生息環境の改変行為

推定高利用域における森林の伐採、地形の改変を伴う土地の埋め立てや造成等、当該行為が行われることで、事業区域内の生息環境が著しく改変又は消失する行為。

ウ 生息環境の改変・消失を伴わない行為

鉄塔や送電線の改修、掛け替え、既存の造成地における建物の建築工事等生息環境の著しい改変や消失を伴わない行為ではあるが、当該行為に伴う騒音等により繁殖に影響を与える恐れがある行為で、主に営巣中心域で行われる行為。（オオタカの非繁殖期にあたる8月から1月までに終了する工事の場合を除く。）

(2) 情報提供等の対応

ア 事業者等への対応

(ア) 自然環境保全課は、事業者等から(1)の行為の実施にあたり、事業者等から相談を受けた場合には次の内容を聞き取る。なお、事業者等以外からの情報提供に拠る場合も同様に対応する。

a 事業者等の名称、所在地及び連絡先

b 当該事業の実施場所、面積、行為の種類、作業実施期間(工期)、作業の概要(特に伐採、埋め立て・造成、著しい騒音、夜間作業、ヘリコプターによる資材運搬等の有無)

(イ) 自然環境保全課は、I図を確認し、当該事業予定地が各オオタカ営巣地の推定営巣中心域又は推定高利用域に該当するかどうかを確認し、該当する場合には、事業者等に対し生息地が特定されないよう口頭でオオタカが生息している事実を伝え、本県における自然環境保全の観点からオオタカの繁殖への配慮を喚起する。

(ウ) 自然環境保全課は、対象とする行為の内容に応じて、事業者等に対して、次の対応を提案するほか、事業者等の求めにより、専門家や地域の自然環境に係る情報を提供する。ただし、b及びcは、主に5(1)ア及びイ(推定営巣中心域又は推定高利用域における生息環境の改変行為)を対象とする。

a 猛禽類の専門家や営巣地のオオタカつがいの行動や生態に詳しい人への事前相談

b 当該営巣地のオオタカの行動調査(猛禽類保護の進め方を参照する。)

c 猛禽類の専門家を含む複数の専門家からの助言指導を受ける(委員会方式が望ましい。)

イ 環境影響評価条例、土地利用調整条例に係る事業者への対応

環境影響評価条例、土地利用調整条例に係る事業が行われる場合には、担当部署はII図を確認し、該当する場合は自然環境保全課に連絡する。

自然環境保全課はI図を確認し5(1)の行為に該当する場合には、事業者に対し口頭で生息状況について説明し、それぞれ所定の手続きに従って行う自然環境配慮の一環としてオオタカへの配慮を検討、実施するよう指導する。指導にあたっては5(2)アに準じる。

ウ 県で所管する地域制緑地等に係る要許可・届出行為に係る事業者への対応

県で所管する地域制緑地(自然公園、県自然環境保全地域等。)や鳥獣保護法に基づく鳥獣捕獲等に係る要許可・届出行為が行われる場合には、許認可担当部署はII図を参照し、該当する場合は自然環境保全課に連絡する。

自然環境保全課は、5(2)アに準じて対応し、許認可担当部署は、当該許認可等にあたっては、当該法令・条例等の規定を逸脱しない範囲で、自然環境配慮等の一環としてオオタカへの配慮を検討、実施するよう指導し、又は協力を求める。

エ 神奈川県や市町村が行う事業への対応

自然環境保全課は、神奈川県及び市町村の関係部署に対してII図を情報提供する際に、事業の計画と実施に係るオオタカの繁殖への配慮について、「猛禽類保護の進め方」及び5(2)ア(ウ)に準じて行うよう協力を依頼する。

(3) オオタカの繁殖活動に配慮した事業の実施

事業者等は、当該オオタカに係る生息情報(必要により事業者等が実施する調査結果を含む。)や専門家からの技術的助言指導を踏まえ、事業実施にあたって必要かつ可能な方法によりオオタカの繁殖への配慮を決定する。

6 保護に係る事例の蓄積

自然環境保全課は、「5」により対応した事業者等に対して、オオタカの保護のために事業者が行った調査、事業計画又は実施上の配慮について毎年度報告を求め、また、自然環境保全課は傷病鳥として保護された事例を集め、それぞれ毎年度取りまとめる。なお、取りまとめにあたっては、生息地等が分からないよう留意する。

取りまとめた配慮や保護事例は、毎年度、自然環境保全審議会、鳥獣総合対策協議会等で報告する。

附 則

(施行期日)

1 この基本方針は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

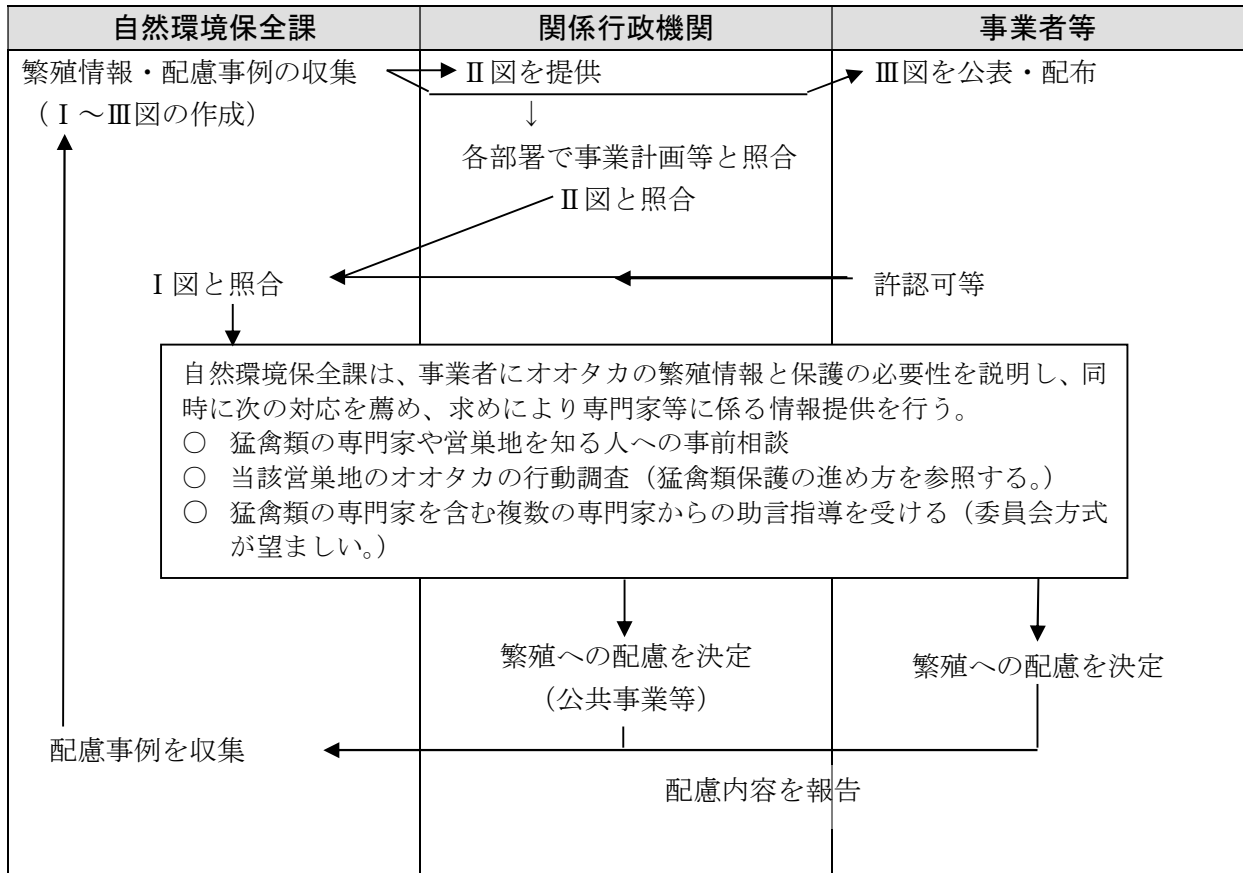
附 則

この指針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

【神奈川県オオタカ保護指導指針の4～6に係る対応流れ図】



(参考)

神奈川県野生生物研究会調査結果及び神奈川県猛禽類レポート等から引用、要約。

1 オオタカの生態

ア 一般的特徴

神奈川県では、平成2年に初めてオオタカの繁殖が2箇所を確認された。その後、県内各地でオオタカの繁殖が確認されていて、オオタカの個体数は確実に増加してきている。

オオタカは漢字で標記すると蒼鷹、大鷹で、一般的には大きな鷹のように思われがちだが、タカ科の中ではむしろ中型のタカで海岸に近い平地から山地まで生息する主に鳥を主食とする猛禽類である。木の枝に止まっているときなどは、体を垂直に近い状態にして、明らかにカラスとは違う姿勢で、尾を長く突き出して見える。飛行時には尾が長く見え、その分翼が短く見える。帆翔時は、翼の前縁と体を垂直に保ち、早い羽ばたきや降下をするときなどにはやや翼角を突き出して飛行する。翼の後縁にはややふくらみがあり、初列風切の外側の羽6枚の翼先が、帆翔時などに分裂して見え、飛行時の形態が似ているサシバ(5枚分裂)とは異なる。

イ 雌雄の違い

明らかにメスのほうが大きい体をしている。神奈川県内の捕獲個体(捕獲し、発信器を装着し行動や生態を調査研究したもの。)記録(神奈川県野生生物研究会、1998~2002)によれば、全長は♂で約46.7~50.5cm、体重640~810g、♀で50.7~55.5cm、体重950~1,230gであり、翼開長は、♂90.9~97.4cm、♀96.5~115cmである。一見すると上面が黒くて、下面が白く見え、カラスくらいの大きさの鳥である。黒くて太い眼帯と白い眉斑があり、ほとんどの個体の目は黄色に見える。ハシブトガラスを目安にすると、雌雄の違いがよく識別できる。カラスがオオタカにモビング(攻撃)をかけた時など大きさがカラスと同じかやや多き場合はメスだが、カラスの方が大きければオスである。また、単独で飛行しているときの判別は難しいが、オスはやや頭が大きく、胴が細く見え、メスは均整がとれた体型に見える。

成鳥のオスでは、胸から腹にかけて色が真っ白に見える個体がある。年齢を重ねるにしたがって、メスよりもオスのほうが白くなるようである。胸の横縞がオスのほうが細くなるので、そう見えると思われる。成

鳥の雌雄とも頭は黒っぽい、背から尾にかけての上面は、成鳥オスで黒っぽいグレー、光線の具合によっては青灰色に見えることがある。成鳥メスの場合は、褐色みを帯びていることが多い。

ウ 成鳥・若鳥・幼鳥の違い

幼鳥は成鳥と全く異なる体色をしている。幼鳥は上面が暗褐色で、淡褐色の細い羽縁があり、顔は褐色で体の下面はクリーム色で暗褐色の縦縞がある。目の色は、巣立ち直後が白っぽいグレーで、やや青みがかったり、徐々に黄色に変わっていく。

第2回冬以降の若鳥(亜成鳥)は、個体差があり、上面が茶褐色で、下面が真っ白に見える個体やその逆に上面がかなり黒褐色になっているが、下面の横縞がかなり太いものもいて、あまり白く見えない個体もある。

エ 生態と行動

留鳥として1年中繁殖地にとどまるタイプと、秋冬期に餌不足になる地域などで渡り(移動)をするタイプがある。冬期には島嶼部を含む日本全国で確認されている。

地方によってまたは同じ地域でも、1ヶ月程度のずれが生じることがあるが、1年間の生活は、およそ次のようになる。求愛期は、早いもので1月に始まり、ディスプレイ飛行を始める。3月になると造巣が本格化し、またこのころ交尾の回数も増加する。県内の事例によれば3月下旬~4月下旬頃に産卵し、36日~40日後の5月~6月に孵化し、35日~40日後の6月~7月に巣立ちする。巣立ち後1ヶ月くらいで分散を始める。早いもので7月下旬~8月中旬、遅いもので9月初旬に独立して分散する。

(ア) 繁殖期(2月~8月)

例年、2~4月中旬にかけて、成鳥つがいの飛行する時間が長くなる傾向にある。これは自分のテリトリーの確認や隣接つがいにテリトリーを示していると考えられる。

ディスプレイ飛行と思われる行動もこの時期に集中する。成鳥のつがいが輪を描きながら一緒に旋回上昇したり、オスが波状飛行を繰り返したりする。また、隣接つがいに対して、攻撃をしかけたりする行動も見られる。しかし、飛行の仕方などから、明確なテリトリーの境界はなく、重複していると考えられる。

オオタカは年間を通じて鳴き声を確認できるが、3~4月にかけて非常によく鳴く。キッキッキッキ

という鳴き声やフィアーという甲高くて尻上りの鳴き声が営巣地付近でよく聞かれる。この時期は造巣期であるが、県内の営巣木はスギが多く、その場合巣材はほとんどがスギの枝で、林内で調達していると思われる。また、抱卵・抱雛中の巣内には針葉樹、広葉樹の枝葉がよく見られる。針葉樹には殺菌効果、広葉樹の葉には湿気を保つ効果があると考えられる。

抱卵に入る4月下旬～5月は、定点観察で確認できることが少なくなる。6月に入って雛が孵化した後も、まだ雛が小さいうちはメスが巣の中や近くに留まっていることが多く、定点観察ではなかなか確認できないことが多い。

抱卵期から雛がまだ小さいうちの育雛期は、ほとんどオスが餌を運んでくる。オスは巣から離れたところでゆっくりと低い声で鳴き、雌は巣を離れその声の方向に飛んでいき、そこで餌を食べる。このように、抱卵期にはメスはオスからもらった餌を巣外で餌を食べるので、この間オスは巣に戻って抱卵するか巣の中にいる。雛が孵化した後は、メスはオスからもらった餌

を巣に運び雛に与えるか、自分で食べる。

雛が成長してカラスなどに襲われなくなると、メスも狩りに出かけるようになる。しかし、雛への食事はほとんどオスが持ってくる。この頃、巣の中の雛は、餌乞いのためフィアーと尻上りの甲高い声でよく鳴くようになる。巣立ち間近になると、さかんに営巣木の巣の上の枝などに飛び移って親が運んでくる餌を待つことが多くなる。6月下旬～7月中旬に巣立ちをした営巣地では、7月下旬～8月中旬以降、幼鳥が複数で飛翔する姿が目立つようになる。

(イ) 非繁殖期（9月～1月）

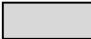
この時期の行動についてはわからないことが多く、営巣地付近ではほとんど成鳥がみられなくなることがある。一般的には、極寒地域のものより温暖な地方で越冬し、それ以外の地域では、営巣地の近くにつがいが少し離れてそれぞれ単独、あるいは一方だけが残って生活している。また、この時期は他地域からの侵入個体が多くなる時期でもある。

オオタカの年間繁殖ステージ（概略）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
非繁殖期	繁殖期							非繁殖期				
中	大	敏感度極大		大	中		敏感度小		中			
求愛期	造巣期		抱卵期	巣内育雛期	巣外育雛期	非繁殖期						

他の主な猛禽類の RDB 及び種の保存法上の扱い

種類	種の保存法	レッドリストの評価	
		国 平成 18 年 12 月	県（繁殖期） 平成 18 年 7 月
ミサゴ		準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ
ハチクマ		準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ
オオタカ		準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ
ツミ			絶滅危惧Ⅱ
ハイタカ		準絶滅危惧	希少種
ノスリ			絶滅危惧Ⅱ
サシバ		絶滅危惧Ⅱ	絶滅危惧Ⅰ
クマタカ	○	絶滅危惧ⅠB	絶滅危惧Ⅱ
ハイイロチュウヒ			
チュウヒ	○	絶滅危惧ⅠB	絶滅危惧Ⅱ
ハヤブサ	○	絶滅危惧Ⅱ	絶滅危惧Ⅰ
チョウゲンボウ			

 : 環境省「猛禽類保護の進め方」の主要な対象種

オ 巣間距離

神奈川猛禽類レポート(神奈川野生生物研究会, 2000年)によると、9つの巣について巣間距離は、1.55～2.7km、平均して2.14km程度であり、森林が連続している、いないに関わらず、隣接するつがいの行動範囲は多少重なってはいるが、ほぼ2kmおきに営巣地が並んでいるといえる。

カ 行動圏

(ア) 営巣中心域

広義の営巣地として一体的に取り扱われるべき区域。営巣木、古巣周辺で営巣に適した林相を持つひとまとまりの区域。給餌物の解体場所、ねぐら、監視のための止まり場所、巣外育雛期に幼鳥が利用する場所を含む。

この区域の平均的な目安としては、環境省「猛禽類保護の進め方」では12～36ha程度とされており、営巣木を中心として半径200から350m以内である。また、既存の営巣地情報を用いて開発行為等の計画に対し、事前に回避する場合は、安全率を考慮して半径400mを目安として「推定営巣中心域」とする。

(イ) 高利用域

繁殖期の採餌場所、主な飛行ルート、主な旋回場所、主な止まり場所を含む繁殖期に利用度の高い区域。各種開発行為や森林伐採などによる生息環境の改変により、繁殖活動に悪影響が及ぶおそれのある区域。

この区域の平均的な目安としては、環境省「猛禽類保護の進め方」では、営巣木を中心として半径1.0～1.5km以内とされており、既存の営巣地情報を用いて開発行為等の計画に対し、事前に回避する場合は、安全率を考慮して半径1.5kmを目安として「推定高利用域」とする。

2 神奈川県におけるオオタカの現況

県内の自然環境の状況を見てみると、県東部に人口が集中し、それに伴い過去に丘陵地で森林環境だったところはほとんど開発され、緑地がわずかに島状に残されているのみである。その中で横浜市南部から鎌倉市、逗子市にかけて帯状に残された緑地(丘陵地)と三浦半島の低山の連なりがわずかに広い面積を保っているといえる。県西部は丹沢山地、箱根山地及びその周辺の低山・丘陵地、さらに津久井郡内の低山を含めると県東部とは異なり自然度の高い地域が広い面積で

残存している。

丹沢大山自然環境総合調査(平成6～9年度)、稀少猛禽類調査(平成9年度)、オオタカ保護対策調査(平成10～16年度)、鳥類生息状況調査(平成12, 13年度)、オオタカ生息状況調査(平成7年度～)により、県内の猛禽類の生息分布が明らかになってきた。

これらの報告書によれば県内各地でオオタカの繁殖が確認され、平成28年度のオオタカ保護対策調査では109箇所の営巣地が確認されている。このうち造巣、産卵、孵化、巣立ちのいずれかであった営巣地は43箇所でそのうち巣立ちしたのは29箇所(繁殖成功率は、67.4%)であった。個体数の増減について記録はないが、巣立ちひな数は近年横ばいとなっている。

以前に比べ宅地開発・道路計画の減少に伴い話題になることが少なくなったが、開発計画のあるところは必ず生息地が保われる状況で、依然として生活環境が脅かされている状況に変わりはない。また、心ない観察・撮影や密猟等による繁殖途中での失敗もあり、生活基盤は不安定である。

【参考・引用文献等】

神奈川野生生物研究会調査結果

神奈川猛禽類レポート, 2000, 神奈川野生生物研究会, 夢工房

神奈川猛禽類レポートⅡ, 2017, 神奈川野生生物研究会, ブイツーソリューション

県委託調査(日本野鳥の会神奈川支部及び神奈川野生生物研究会に委託)

猛禽類保護の進め方(改訂版), 2012, 環境省,

(財)日本鳥類保護連盟

図鑑 日本のワシタカ類, 1998, 森岡照明・叶内拓哉・川田 隆・山形則男, 文一総合出版

猛禽類保護の進め方（改定版）（平成 24 年）

抜粋

「はじめに」

（前略）猛禽類の生存を圧迫してきた主な要因として、土地改変を含む大規模な開発事業が挙げられる。開発行為等による生息環境の悪化に対しては、これを回避又は可能な限り低減する必要がある。

（中略）

本指針は、開発事業との摩擦が依然として危惧され、かつ生息状況や生態について情報が蓄積しつつあるイヌワシ、クマタカ、オオタカの 3 種を中心に、各種開発行為に際しての保全措置の検討のための考え方を明らかにするものである。さらに、環境影響評価法等に基づく環境アセスメント手続の各段階において猛禽類の調査等を実施する際に参考となる情報を盛り込んでおり、環境アセスメント等における活用が期待される。なお、本指針で対象とする 3 種以外の種についても本指針や海外の事例を参考にしつつ、適切な手法で保全措置の検討を行う必要がある。

1. 保護の現状と保護対策の基本方向

3. 猛禽類保護の基本方向

（前略）一連の調査・検討等は、事業（予定）者が主体となって行うことが基本である。（後略）

III. 猛禽類 3 種の保護のための調査と保護方策

4. オオタカ

(2) 保護措置検討のための調査の方法

イ. 調査期間

オオタカの行動を明らかにし、保護対策を検討するには、営巣場所の発見及び少なくとも繁殖が成功した 1 シーズンを含む 2 営巣期の調査が望ましい。つまり、2 営巣期を含む 1.5 年以上の調査期間とする。（後略）

(4) 保護措置の検討

ア. 保護措置の考え方

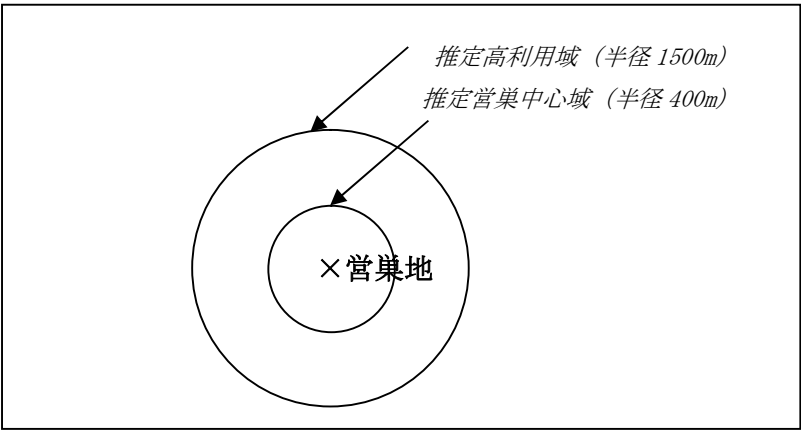
【営巣中心域】

この区域においては、住宅、工場、鉄塔などの建造物、リゾート施設および道路などの建設、森林の開発や避ける必要がある。また、営巣期（2～7月）における人の立入りについては、オオタカの生息に支障をきたすおそれがある。（後略）

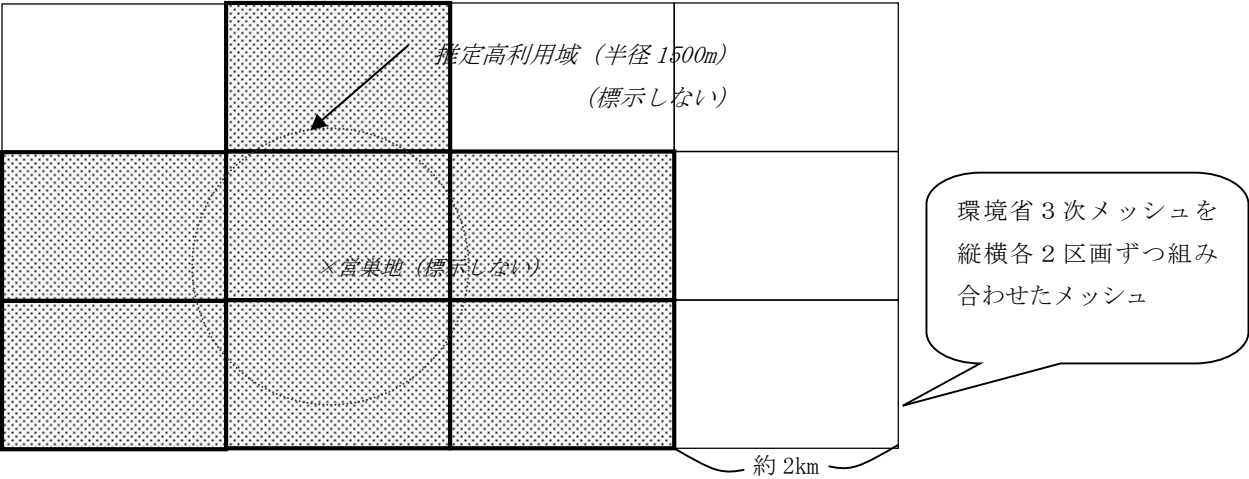
～以下省略～

I 図、II 図、III 図の模式図

I 図



II 図



III 図

